

- 【図書名等】 低圧電気取扱者安全必携 第2版  
 コード：No. 23306→No. 23318  
 定価：715円（本体650円＋税10%）→770円（本体700円＋税10%）  
 表紙の色：青→紫
- 【発行日】 令和3年4月30日

【改訂のあらまし】 「該当頁」は、改訂版のページを表す。

| 改訂のあらまし  | 該当頁  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年3月第1版発行後の、最新の法令・知見等に対応して内容を見直した。</li> <li>なお、当初の改訂は、「救急措置」範囲の記述内容に「救急蘇生法の指針2020」を反映する予定としていたが、同指針の作成は延期されている。今回の本テキスト改訂においては、〔新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた「救急蘇生法の指針2015」の追補〕に基づき、記述の一部修正を行った。</li> </ul>   |  |
| <p><b>全般</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本文および図表中の「安全帯」の語句を「墜落制止用器具」とし、表現を調整した。</li> <li>注釈等のURL表記については、最新のものに更新した。</li> </ul>  |  |
| <p><b>第1編 低圧の電気に関する基礎知識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1章、「参考 電気に関する基本的な用語や性質」中、1-1の第2段落「電圧の記号には <math>E</math> または <math>e</math>」を「電圧（電位差）の記号には一般に <math>V</math>」とし、前後の表現を調整した。また、図1-ウの右図を一部修正した。</li> <li>「3(1)死亡危険性が高い～死傷者数と死亡者数の比」中、統計数値等を更新した。また、表1-2を更新した。</li> <li>「3(3)「送配電線等」が多い～感電死亡災害の起因物」中、統計数値等を更新した。また、図1-2を更新した。</li> <li>「4(3)電撃反応の発生限界」について、交流のみから、交流および直流についての内容とした。直流の図として、新たに図1-4を追加し、本文の記述を一部修正した。改訂前は、IEC TS60479：2005より交流の図（図1-3）を掲載していたが、改訂後は、IEC60479：2018からの掲載（図1-3、4）となる。</li> </ul> | <p>14-15</p> <p>18</p> <p>19-20</p> <p>22-23</p> |
| <p><b>第2編 低圧の電気設備に関する基礎知識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2章、図2-6を一部修正。OCRの下「AS」（計器用多段選択スイッチ（電流回路用）（電流計切換スイッチのこと。）の記号の変更のため。（JIS C0617）</li> <li>第4章、「1(1)交流アーク溶接機の回路電圧」中、電圧数値を一部修正し、前後の説明を調整。また、図2-17～19を一部修正。当協会発行のアーク溶接テキストとの整合のため。</li> <li>第5章、表2-13の「(2)屋内配線等」中、改訂前の③を削除し、新たに③④を追加。表中の丸数字は、1ずつ繰り下げ。</li> </ul>   | <p>45</p> <p>55-57</p> <p>66</p>                 |
| <p><b>第3編 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3章、図3-16に「誤った使い方」を追加し、「3 検電作業」中の同図の説明を一部修正。</li> <li>第4章、改訂前の「1 安全帯」を「1 墜落制止用器具とワークポジショニング用器具」と改め、内容を全面的に見直し。それに伴い、図3-17～19も変更。</li> <li>図3-24に「(グリップエンド：樹脂製)」を追加。</li> <li>第5章の章末に「参考 墜落制止用器具とワークポジショニング用器具の選定・使用等」を新設。</li> </ul>   | <p>80</p> <p>81-82</p> <p>85</p> <p>86-88</p>    |
| <p><b>第4編 低圧の活線作業および活線近接作業の方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2章、「2(1)低圧用ゴム手袋の日常点検と取扱い」中、〔低圧用ゴム手袋使用上の注意事項〕を一部修正。</li> <li>図4-3の左図の説明を一部修正。</li> <li>第4章の本文箇条書き（丸数字）で、③の後ろに新たに④として加え、以降を1つつ繰</li> </ul>   | <p>98</p> <p>98</p> <p>102</p>                   |

|  |                 |
|--|-----------------|
| り下げ。   |                 |
| ・第5章「救急処置」中の説明について、〔新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた「救急蘇生法の指針2015」の追補〕に基づき、記述を一部修正し、ページ繰りを見直し。 | 103-114         |
| ・第6章「災害事例」中、事例10を差替え。  | 125-126         |
| <b>第5編 関係法令</b>  |                 |
| ・第2章、「(10)事業場の安全または衛生に関する改善措置等」の説明を一部修正。   | 139             |
| ・「(11)監督等、雑則および罰則」の説明を一部修正。  | 139             |
| ・第3章「労働安全衛生法施行令(抄)」中、第13条の条文を修正。   | 146             |
| ・第4章「労働安全衛生規則(抄)」中、第36条、第194条の22(解説を含む)を修正。  | 150-151         |
| ・第4章「労働安全衛生規則(抄)」中、第332条の前に「(編注：第331条(溶接棒等のホルダー)略)」と追加。                            | 153             |
| ・第4章「労働安全衛生規則(抄)」、第339条の解説中、(4)の後ろに新たに(5)(6)として加え、以降を2つずつ繰り下げ。                     | 157             |
| ・第4章「労働安全衛生規則(抄)」中、第518条(解説を含む)、第519条、第520条、第521条(解説を含む)を修正。(墜落制止用器具関係)            | 167-168         |
| <b>[参考資料1 関係法令についての補足]</b>   |                 |
| ・(1)の表中、左欄の「700V」(改訂前)を「750V」と修正。電気事業法第38条、同法施行令第1条、同法施行規則第48条を修正。                 | 185、<br>188-189 |
| ・(5)の後ろに「(6)夏季における感電災害の防止について」を追加。   | 205-206         |
| <b>[参考資料2 附録]</b>  |                 |
| ・表6-6を更新するとともに、死傷者数も含めた表とした。また、表6-7を差し替えた。   | 211             |
|  | 以上              |